

島内公共交通運行・管理実証事業委託 仕様書

1 業務の名称

島内交通運行・管理実証事業委託

2 背景・目的

全国的に課題となっている路線バスの運転手不足は、佐渡市においても喫緊の課題となっている。佐渡市地域公共交通計画（令和6年3月策定）には、令和15年度を見据えた公共交通体系が示されており、令和6年3月時点で運行されている路線バスを「幹線」、「支線」、「地域内交通」と位置付け、それぞれの方針が整理されている。「支線」については、減便や休止の予想、デマンド運行の可能性が示されており、「地域内交通」については、あらゆる輸送資源を総動員して移動手段を確保する、としている。令和7年度には「島内交通全体を見据えた再構築事業」として、路線バス運転手不足による交通空白を回避するために代替となる運行体系を検討したところである。また、令和9年度から段階的に路線バスが廃止（もしくは休止）することにより、交通空白地となる区域が発生する。

そのため、本業務では交通空白地となる区域において、市営コミュニティバス（以下、市営コミバス）の移行準備（令和8年度）及び令和9年度から令和11年度までの3年間にわたる段階的な市営コミバスの運行と令和8年度から実施する循環バス実証運行を一体的に担うことを目的とする。

なお、運行計画の最適化（ルート・ダイヤ・車両台数・運転手人数の適正化）を含めた提案を求め、持続可能な公共交通体制を構築することを目的とする。

3 業務内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

(1)令和15年度を見据えた公共交通体系（地域内交通）の検討

(2)下記に示す市営コミバスの準備・実証運行及び効果検証

- ・令和8年10月1日～相川地区内循環バス
※あくまで想定ではあるが、できる限り早い運行開始が望ましい。
- ・令和9年4月1日～内海府線、東海岸線、松ヶ崎線
- ・令和10年4月1日～赤泊線、前浜線、度津線、宿根木線
- ・令和11年4月1日～七浦海岸線、海府線

(3)市営コミバスの本格運行

- ・令和9年10月1日～相川地区内循環バス
- ・令和10年4月1日～内海府線、東海岸線、松ヶ崎線
- ・令和11年4月1日～赤泊線、前浜線、度津線、宿根木線

・令和12年4月1日～七浦海岸線、海府線

(4)佐渡市及び佐渡市地域公共交通活性化協議会への報告

※市営コミバスは道路運送法78条第2号（公共ライドシェア）の運行を想定している。

※(2)及び(3)の詳細は、別添参考資料も参照すること。

※国庫補助金を活用する予定であることから、それを前提として業務内容を検討すること。なお、国庫補助金が不採択の場合でも本業務は遂行する予定である。

4 提供資料

(1) 佐渡市地域公共交通計画（令和6年3月策定）

(2) 島内交通全体を見据えた再構築事業報告書（概要版）

※島内の状況とりまとめ及び市営コミバス移行路線のダイヤ等の検討結果

(3) その他業務履行上必要な発注者の所有する資料

※企画提案に必要な資料がある場合は、質問書とあわせて任意の様式で提出すること。提供可能な範囲で質問の回答とあわせて提供します。

5 業務における留意点

本業務における留意点は、以下のとおりとする。

(1) 発注者（以下、「甲」とする）は業務に係る写真・図面類及びデータ、その他関連資料を、受注者（以下、「乙」とする）に貸与する。

(2) 乙は貸与された図面類及びデータ、その他関連資料の必要が無くなった場合には、直ちに甲に返却しなければならない。又、貸与された資料の取り扱いについては十分に注意を払い、紛失または損傷してはならない。

(3) 本業務により作成された図面類及びデータ、プリント等の著作権は甲に帰属し、乙は許可なくこれを第三者に公表、貸与、複写又は使用してはならない。

(4) 乙が第三者の占有する土地及び建物等に立ち入って業務（現地調査等）を行う場合には、あらかじめ甲に報告し、承認を得るものとし、事前に土地及び建物等の了解を得て、地元住民への配慮を心がけながら行動しなければならない。

(5) 業務等を正確かつ円滑に実施するため乙と監督員は常に綿密な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。又、乙は本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議しなければならない。

6 打合せ協議

(1) 打合せ協議は、各年度に「業務着手時」、「中間時」、「成果品納入時」の3回のほか、随時必要に応じて行うものとする。

(2) 乙は監督員と密に連絡を取り、業務を円滑かつ適正に行うものとし、打合せの内容については、乙が記録簿に記録し、随時、監督員に提出し確認を得る。

7 業務期間

業務期間は次のとおりとする。

- (1) 契約締結の日から令和12年3月31日までとし、令和11年度までの業務を一体的に実施するものとする。ただし、契約締結日の属する年度の翌年度以降において、予算状況により業務内容が変更又は中止となる場合がある。
- (2) 委託業務の契約は各年度で締結するものとする。

例：令和8年度の場合、契約締結の日から令和9年3月31日まで

令和9年度の場合、令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

8 検査・その他

乙は、各年度の委託業務完了時においてその成果について甲の検査を受け、誤り等が発見された際は直ちに再調査または訂正を行うものとする。

また、乙はあらかじめ計画した工程に基づき業務を遂行し、契約期間を遵守しなければならないが、やむを得ず遅延する事が予測される場合は、速やかに甲に報告し、承認をうけるものとする。

9 損害賠償

本業務中に発生した災害または事故等による損害全て、乙の責任において対処するものとし、それらの経過および措置等を速やかに報告しなければならない。

10 秘密の保持

乙は、本業務に関する全ての事項について秘密を保持し、外部に漏らしたり、他の目的で使用してはならない。

11 疑義の協議

乙は、本仕様書及び関係法令等に基づいて業務を実施するものとする。疑義が生じた場合は、甲と十分に協議の上、甲の指示のもとで業務を実施する

12 提出書類

本業務の各年度の委託業務の提出書類は、以下のとおりとする。

- (1) 乙は契約締結の日から7日以内に次の書類を提出する。なお、変更が生じた場合には速やかに変更届を提出する。各書類の様式は任意とする。
 - ①業務着手届
 - ②各担当者の経歴
 - ③業務工程表
 - ④業務計画書

(2) 各年度の実証運行または本運行の実施にあたり、乙は甲に対して、以下の書類を提出すること

① 市営コミバスの運行計画

② 効果検証報告（本運行の開始前の場合のみ）

提出期限は、実証運行及び本運行を開始する月の3ヶ月前まで。ただし、相川地区内循環バスの実証運行についてのみ、開始する月の2ヶ月前まで。

※なお、スケジュールは別添参考資料を参照すること

(3) 乙は各年度の委託業務履行時に次の書類を提出する。

①業務履行届

②業務成果引渡書

③業務報告書

・ A4ファイル綴り 概要版及び完全版 各1部

・ 電子データ 一式（ファイル形式は監督員の指示による）

13 成果品の権利、帰属

成果品の帰属及び資料の保管本業務で納入された成果品は、すべて甲に所有権利があり、乙は甲の許可なく外部に貸与、使用又は公表することを禁ずる。また、各種データ関係については、そのバックアップを乙が優良な管理の下で保管するものとし、甲からの依頼があった場合には速やかに提示するものとする。